

ふじみ野市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正案						現行					
別表第2(第4条—第8条関係)						別表第2(第4条—第8条関係)					
整備計 画区域 の名称	計画地 区	(ア) 建築してはならない 建築物	(イ) 建築物 の敷地 面積の 最低限 度	(ウ) 壁面の位置の制限	(エ) 建築物 の高さ の最高 限度	整備計 画区域 の名称	計画地 区	(ア) 建築してはならない 建築物	(イ) 建築物 の敷地 面積の 最低限 度	(ウ) 壁面の位置の制限	(エ) 建築物 の高さ の最高 限度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国道25 4号バ イパス ふじみ 野地区 地区整 備計画 区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	国道25 4号バ イパス ふじみ 野地区 地区整 備計画 区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	C地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築し てはならない。 <u>(1) 住宅のうち地区 計画の決定告示日 において、現に存す る建築物の用途の 変更を伴わない新 築及び増改築で土 地区画整理事業に よる仮換地の指定 又は換地処分を受 けた敷地を一の敷 地として使用する</u>	500平 方メー トル	建築物の外壁又はこ れに代わる柱の面か ら地区整備計画に定 める地区施設道路の 境界線までの距離は、 1メートル以上	12メー トル		C地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築し てはならない。 <u>(1) 住宅</u> <u>(2) 長屋(3戸以上の ものを除く。)</u> <u>(3) 日用品の販売を 主たる目的とする 店舗(床面積の合計 が150平方メートル を超えるものを除 く。)</u>	200平 方メー トル	建築物の外壁又はこ れに代わる柱の面か ら地区整備計画に定 める地区施設道路の 境界線までの距離は、 1メートル以上	12メー トル

もの

(2) 店舗又は飲食店
で施行令第130条の
5の2に規定するも
の(床面積の合計が
300平方メートルを
超えるものを除
く。)

(3) 事務所(床面積
の合計が300平方メ
ートルを超えるも
のかつ3階以上の部
分をその用途に供
するものを除く。)

(4) 工場で施行令第
130条の6に規定す
るもの

(5) 診療所(病床の
あるものを除く。)
又は保育所

(6) 老人福祉センタ
ー、児童厚生施設そ
の他これらに類す
るもの(居住及び宿
泊を伴うものを除
く。)